

令和7年度 集団指導 請求上の注意点について

～介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費～



練馬区 福祉部
障害者サービス調整担当課
障害者給付係



本日の内容

1 返戻と過誤申立

- (1) 返戻
- (2) 過誤申立

2 よくある請求誤り

- (1) 契約内容情報の不一致
- (2) 受給者証番号の誤り
- (3) 利用者負担額
- (4) 支給量の超過
- (5) 実績の重複

3 問合せ先と各種資料

- (1) 請求事務に関する問合せ先
- (2) 請求関係の申請様式
- (3) 参考資料



1 返戻と過誤申立

(1) 返戻

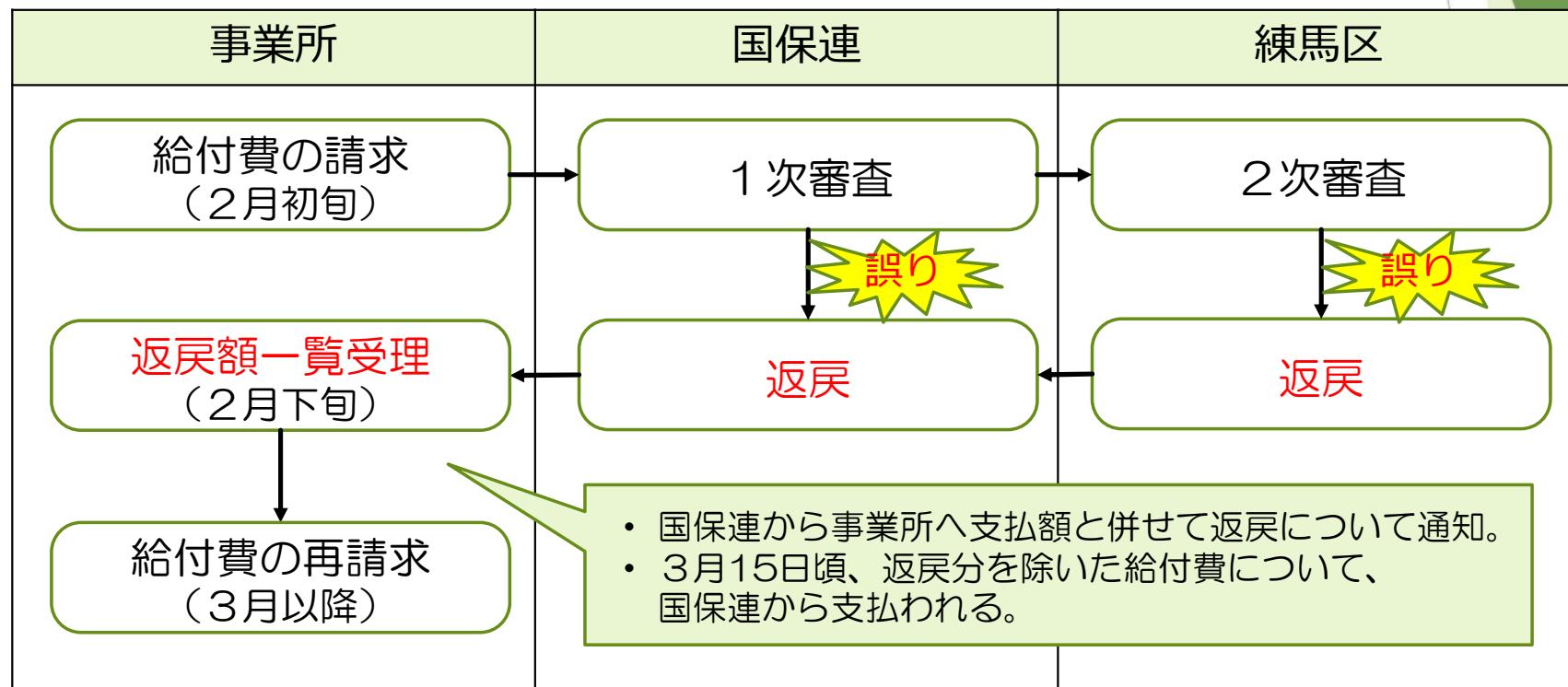
(2) 過誤申立



(1) 返戻

返戻とは、請求内容に誤りがあった際に、事業所へ請求を返すことです。返戻となった請求の給付費は支払われません。

【例】1月サービス提供分



(2) 過誤申立①

過誤申立とは、給付費の支払が決定した後、請求内容に誤りが判明した場合に、事業所から練馬区へ請求の取り下げを申し立てることです。

過誤申立書の提出方法

過誤申立書をオンライン（LoGoフォーム）で提出してください。

① LoGoフォーム入口（練馬区公式HP）

トップページ>保健・福祉>障害のある方>事業者向け
>請求関係>障害者総合支援法請求関係
>**障害福祉サービスおよび障害児通所給付費の過誤申立手続きについて**

- 「過誤申立書提出フォーム（障害者総合支援法）外部サイト」
- 「過誤申立書提出フォーム（児童福祉法）外部サイト」

※ 新規利用の場合はアカウント登録が必要です。

※ LoGo内で過誤申立書の様式がダウンロードできます。

② 提出期限 **毎月15日**

③ 再請求 **過誤申立提出期限の翌月**



(2) 過誤申立②

過誤申立から再請求までの流れ

【例1：1月1日～15日の間に過誤申立書を提出した場合】

→ **1月15日提出期限の受付分となります。翌月の2月に再請求してください。**
(2月請求支払額 = 1月提供分+再請求分-過誤申立分)

【例2：1月16日～31日の間に過誤申立書を提出した場合】

→ **2月15日提出期限の受付分となります。翌々月の3月に再請求してください。**
※ 誤って2月に再請求した場合、「支払確定済み（請求重複）」として返戻。

【例3：過誤申立書を提出したあと、再請求が遅れたり返戻となったりした場合】

→ 過誤申立分の給付費は、**その月の全体請求額からそのまま差し引かれます。**
過誤申立の取消しは原則不可。後日、再請求をしてください。



2 よくある請求誤り

- (1) 契約内容情報の不一致
- (2) 受給者証番号の誤り
- (3) 利用者負担額
- (4) 支給量の超過
- (5) 実績の重複



(1) 契約情報の不一致

契約情報欄の
決定サービスコード = 受給者証に記載の
決定サービスコード

請求システムの契約情報欄に、受給者証記載の支給決定内容とは
異なる決定サービスコードを入力すると、請求は返戻となります。

例：支給決定…居宅介護 通院介助（伴う） 113000 で決定

契約情報…居宅介護 通院介助（伴わず） 114000 で入力 ⇒ **返戻**

契約期間 = 支給決定期間内

支給決定期間の終期が迫りましたら、
利用者へ更新申請を勧奨してください。



(2) 受給者証番号の誤り

受給者台帳に登録されていない受給者証番号での請求は返戻となります。
18歳到達により受給者証番号が変更した際などに頻発しています。

エラーコード	主な発生理由
EG01・EG02（児） 「受給者台帳に有効な受給者情報が登録されていません。」	① 地域生活支援サービスの受給者証番（3000～）を入力 ② 児童に対して障害者（2000～）の受給者証番号を入力
EG20・EG45（児） 「受給者台帳で受給資格を喪失している受給者です。」	① 他の自治体へ転出している。⇒ 転出先へ請求 ② 18歳に到達した受給者の請求において、 18歳到達前の番号で請求している。 ※ 誕生日が月の初日 ⇒ 誕生月から新しい番号 それ以外 ⇒ 翌月から新しい番号



(3) 利用者負担額の誤り

① 上限月額が変更されている。

更新に伴い、負担上限月額が変更されることがあります。

0円 ⇔ 9,300円 (4,600円) ⇔ 37,200円

② 上限管理がされていない。

複数の事業所からサービスを受け、月の利用者負担額が
上限月額を超過する場合は、調整・管理が必要です。

⇒ 「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」を
支給決定機関に提出してください。

③ 上限管理はされているが、結果票と請求の内容が一致しない。

- 上限管理結果票とは異なる負担額で請求している。
- 上限管理結果票に存在しない事業所からの請求がある。
- 上限管理事業所番号が誤っている。



(4) 支給量の超過

サービス提供量

=

支給決定量の範囲
(受給者証に記載)

複数の事業所と契約する場合

例：決定支給量「100時間」、
契約の順番が「A事業所→B事業所」の場合

A事業所

・・・ 契約支給量30時間で契約

B事業所

・・・ 残りの70時間の範囲内で契約

(決定支給量100-A事業所との契約支給量30=70)

決定支給量や他事業所との契約状況を確認のうえ、
契約・サービス提供をしてください。



(4) 支給量の超過の例



支給量の超過が判明した場合、練馬区から事業所へ連絡します。

【利用している事業所が1か所の場合】

原則返戻です。自費対応等で報酬算定しない日を利用者と調整し再請求してください。

【利用している事業所が複数の場合】

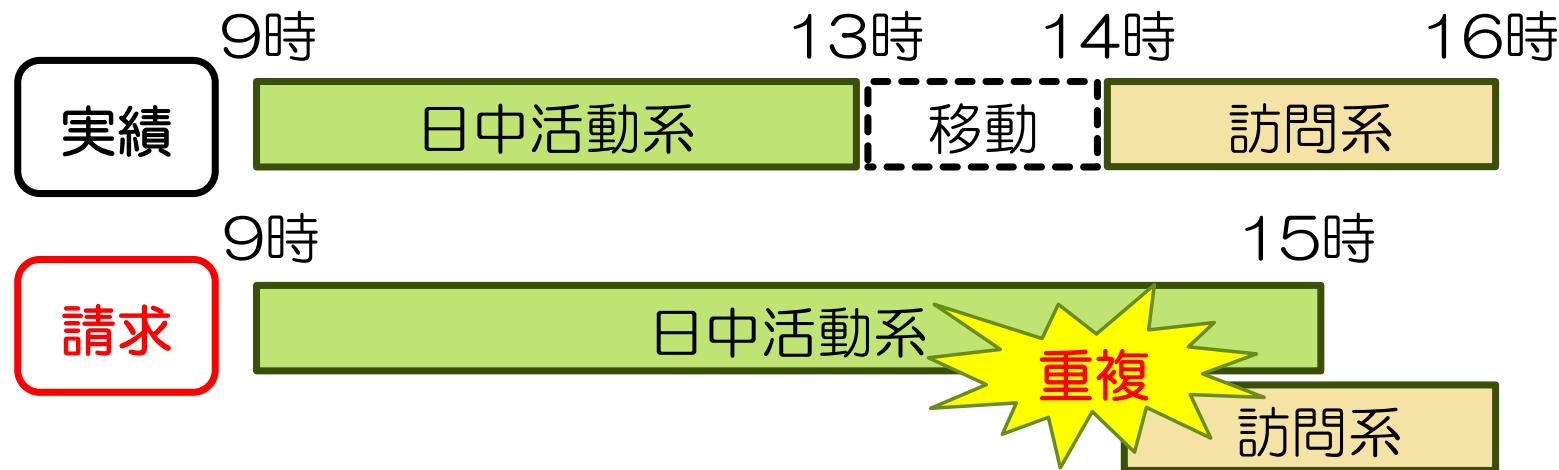
超過分を調整する事業所のみの返戻となります。

事業所間でやり取りし、超過分を減算する事業所を決め、その結果を練馬区へ連絡してください。



(5) 実績の重複 ①提供時間の重複

例：日中活動系事業所（生活介護など）を13時に早退したあと、居宅介護サービスを14時から利用した場合



日中活動系事業所において、実績を確認せず定型の時間を
入力したため、重複が発生した。



(5) 実績の重複 ②欠席時対応加算



H30年度 障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A問109より

欠席時対応加算の算定要件は、急病等により利用を中止する場合であって、基本的には同日に異なる事業所が報酬を算定することは想定していない。

このため、利用者の連絡漏れ等により急遽利用中止となった場合は、
A事業所は欠席時対応加算の算定はできない。

なお、B事業所については基本報酬について算定できる。



3 問合せ先と各種資料

- (1) 請求事務に関する問合せ先
- (2) 請求関係の申請様式
- (3) 参考資料



(1) 請求事務に関する問合せ先

受給者証・支給決定内容に関する問合せ

○ 身体障害者(児)・知的障害者(児)・難病患者等（住所地により管轄が異なります）

練馬総合福祉事務所 ☎ 5984-4609

光が丘総合福祉事務所 ☎ 5997-7796

石神井総合福祉事務所 ☎ 5393-2816

大泉総合福祉事務所 ☎ 5905-5272

○ 精神障害者(児)（住所地により管轄が異なります）

豊玉保健相談所 ☎ 3992-1188

北保健相談所 ☎ 3931-1347

光が丘保健相談所 ☎ 5997-7722

石神井保健相談所 ☎ 3996-0634

大泉保健相談所 ☎ 3921-0217

関保健相談所 ☎ 3929-5381

返戻・エラー・過誤に関する問合せ

障害者サービス調整担当課 障害者給付係 ☎ 5984-1021

電子請求に関する問合せ

国民健康保険中央会「介護伝送ソフトヘルプデスク」

☎ 0570-059-401 ☐ k-denso@trust.ocn.ne.jp



(2) 請求関係の申請様式

各種様式等【練馬区公式HP】

トップページ>保健・福祉>障害のある方>事業者向け>

>請求関係>障害者総合支援法請求関係

>障害福祉サービスおよび障害児通所給付費の過誤申立手続きについて
様式：過誤申立書 ※LoGoフォームによるオンライン提出

>契約内容報告書について

様式：契約内容報告書、上限額管理事務依頼（変更）届出書

>請求関係>都加算請求関係

>短期入所都加算請求について

様式：請求時の提出書類

>グループホーム都加算の請求について

様式：請求時の提出書類

>就労系障害福祉サービスにおける在宅支援の取扱いについて

様式：支援内容届出書 ※LoGoフォームによるオンライン提出

>指定・登録関係>相談支援事業所の指定手続きについて

様式：各申請関係書類、参考資料など



(3) 参考資料

報酬改定関係通知【厚生労働省公式HP】

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>
障害者自立支援給付支払等システム関係資料>報酬算定構造・サービスコード表等>
報酬算定構造・サービスコード表等（令和7年10月施行分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00021.html

請求事務ハンドブック【国民健康保険中央会HP】

国民健康保険中央会のサイト>介護・障害者総合支援関係者の皆様へ>
障害者総合支援関係>お知らせ 障害者総合支援関係>請求事務ハンドブック

※ サービス提供事業所の方に知っておいていただきたい、請求手続きの大切な
ポイントが掲載されています。



ご視聴いただき
ありがとうございました。

